

プライベート・スタンダードとグローバル・ガバナンス — 課題と展望 —

中川 淳司*

1 はじめに

今日のグローバルな市場において、環境保護と資源保全、労働条件と労働基準、人権保障、動物の福祉 (animal welfare) や食品安全などの社会的な課題に対処するために民間企業や業界団体、NGO が自主的な基準・規格を策定し、こうした基準・規格を満たしている認証 (certification/accreditation) を獲得することを財貨やサービスの購買や調達の条件とする例が増えている。「プライベート・スタンダード (private standards)」と総称されるこうした基準・認証制度は、グローバルな供給網を構成する諸国の公的な規制を補完し、国際的な事業活動を展開する民間企業がグローバル化した供給網¹⁾の全体で社会的な課題に取り組むことを可能にするものであり、グローバル・ガバナンス²⁾において重要な役割を果たしている。

他方で、プライベート・スタンダードが急速に増えた結果、同一の財貨やサービスについて複数の、時には内容的に抵触するプライベート・スタンダードが形成されて競合する、あるいは、プライベート・スタンダードに適合させるための費用が上昇して、とりわけ開発途上国の小規模な生産者に過度の負担となり、プライベート・スタンダードが途上

国から先進国市場に産品を輸出する上で事実上の参入障壁となるといった問題が生じている。このように、プライベート・スタンダードの急増は、社会的課題に対するグローバルな取組みを前進させると同時に、公正で (fair) 包摂的な (inclusive) グローバルな供給網を構築する上での障害になりかねないというグローバル・ガバナンスの課題を提起している。本論文は、プライベート・スタンダードが提起するグローバル・ガバナンスの課題と、課題克服に向けた研究の方向性を明らかにするため、プライベート・スタンダードの背景とこれまでの発展を振り返り (2 節)、プライベート・スタンダードが提起するグローバル・ガバナンスの課題と課題克服に向けた取組みを探る (3 節)。そして、プライベート・スタンダードとグローバル・ガバナンスに関する以上の概観を踏まえて、今後の具体的な研究課題を提示する (4 節)。

2 プライベート・スタンダードの背景とこれまでの発展

グローバル市場においてプライベート・スタンダードが登場したのは比較的最近のことである。最初期のプライベート・スタンダードの一つに化粧品メーカーの Body Shop が

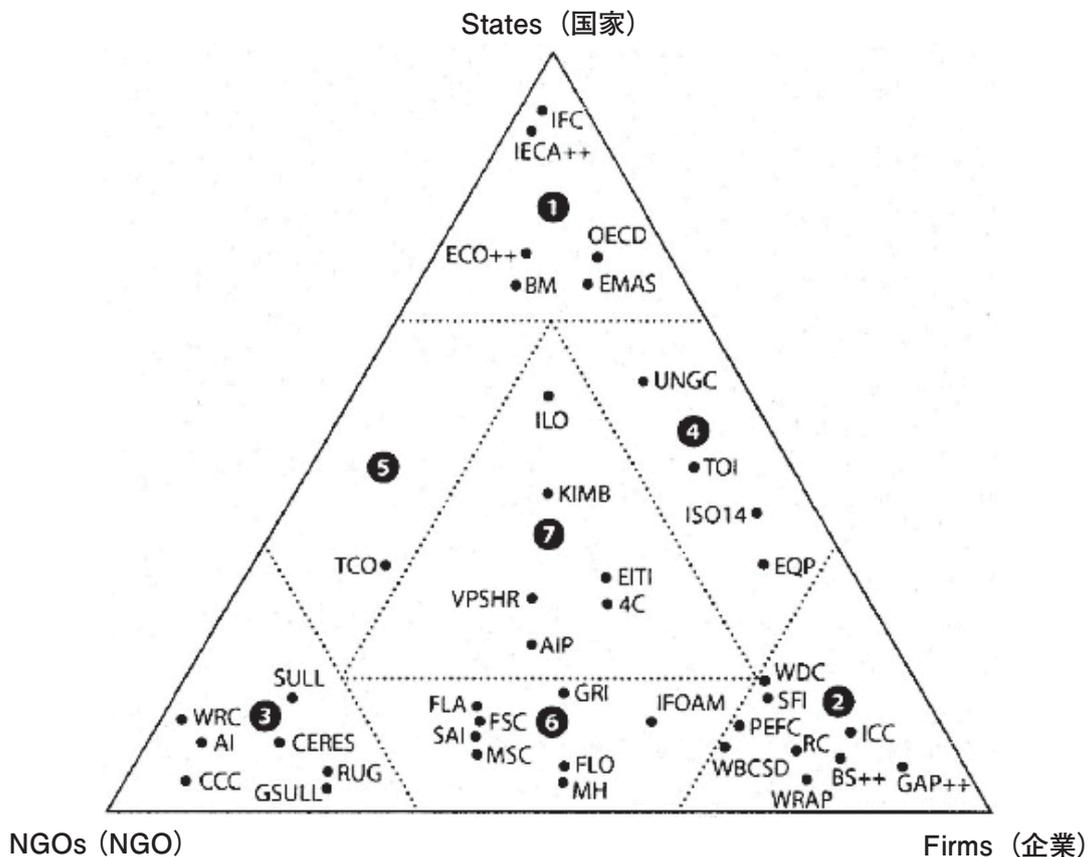
* 中央学院大学社会システム研究所 客員教授；東京大学社会科学研究所 教授
電子メール nakagawa@iss.u-tokyo.ac.jp

1987年に開始した持続可能な調達プログラム(Trade Not Aid)がある。³⁾ 1990年代に入るとプライベート・スタンダードが急速に広まった。アボット(Kenneth Abbott)とスナイダル(Duncan Snidal)がプライベート・スタンダードの広がりを整理したガバナンス・トライアングルを図1に掲げる。図1で三角形の3つの頂点は、グローバルな社会的課題に対する取組みのための規格・基準を策定する主体としての国家(states)、私企業(firms)、NGO

を指す。Zone 1は国家間の合意ないし国際組織が策定する規格・基準を、Zone 2は私企業が策定する規格・基準を、Zone 3はNGOが策定する規格・基準を指す。これらの中間のZoneは異なるタイプの主体が共同で策定する規格・基準を指す。例えば、Zone 4は国家・国際組織と私企業が協力して策定する規格・基準である。

図1にプロットされている規格・基準の正式名称を表1に掲げる。

図1 ガバナンス・トライアングル



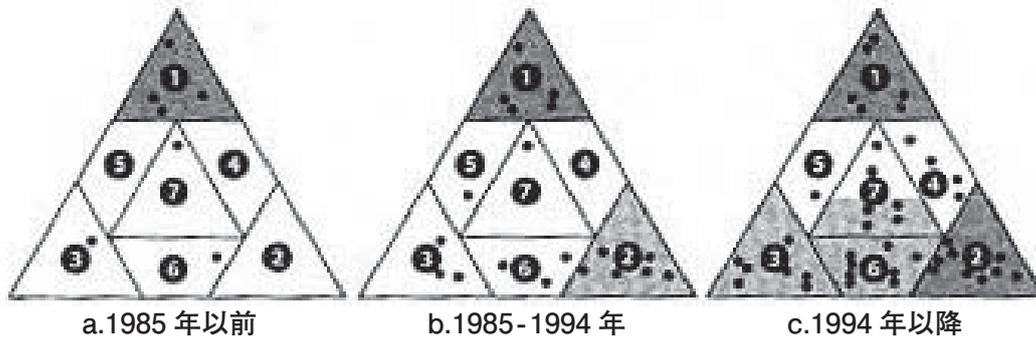
出典：Kenneth Abbott and Duncan Snidal, “International Regulation without International Government: Improving IO Performance through Orchestration”, *Review of International Organizations*, Vol.5 (2010), pp.315-344, at 319, Fig.1.

表1 ガバナンス・トライアングルにプロットされた規格・基準の正式名称と開始年

Zone1	BM	WHO Code of Marketing for Breast-milk Substitutes, 1981
	ECO	German Blue Angel eco-label, 1978
	EMAS	EU Eco Management and Audit Scheme, 1995
	IECA	The Employment of Children Act (India), 1938
	IFC	World Bank International Finance Corp. Safeguard Policies, 1998
	OECD	Guidelines for Multinational Enterprises, 1976
Zone2	BS	The Body Shop, "Trade Not Aid" initiative, 1991
	BSC	Business Social Compliance Initiative; European supplier labor standard, 2004
	GAP	Gap, Inc., Labor rights scheme, 1992
	ICC	Int'l Chamber of Commerce Busines Charter for Sustainable Development, 1991
	PEFC	Programme for the Endorsement of Forest Certification, 1999
	RC	Responsible Care, 1987
	SFI	Sustainable Forestry Initiative, 1994
	GG	Global GAP, 1997 (as Eurep GAP)
	WBCSD	World Business Council for Sustainable Development, 1992
	WDC	World Diamond Council warranty system for conflict diamonds, 2004
	WRAP	Worldwide Responsible Apparel Production, industry labor code, 2000
Zone3	AI	Amnesty International Human Rights Guidelines for Companies, 1997
	CCC	Clean Cloths Campaign Code of Labor Practices for apparel, 1998
	CERES	CERES Principles on environmental practices, 1989
	GSULL	Global Sullivan Principles on economic and social justice, 1999
	RUG	Rugmark labeling scheme to control child labor in carpets, 1994
	SULL	Sullivan Principles, 1977
	WRC	Worker Rights Consortium, 2000
Zone4	EQP	Equator Principles, 2003
	ISO14	ISO 14001 environmental management standard, 1996
	TOI	Tour Operators Initiative, 2000
	UNGC	UN Global Compact, 2000
Zone5	TCO	TCO Development environmental and energy standardsfor computers, 1992
Zone6	FLA	Fair Labor Association; apparel industry scheme, 1999
	FSC	Forest Stewardship Council certification, labeling scheme, 1993
	FTO	World Fair Trade Organization; standard for fair trade organizations, 2004
	GRI	Global Reporting Initiative standards for social, environmental reports, 1997
	IFOAM	Int'l Federation of Organic Agriculture Movements, 1972
	MH	Max Havelaar Fair Trade certification, labeling for coffee, 1988
	MSC	Marine Stewardship Council, 1997
	SAI	Social Accountability Int'l standard for suplier labor practices, 1997
Zone7	4C	Common Code fro the Coffee Community social, environmental, economic standards, 2006
	AIP	Apparel Industry Partnership; Clinton Administration stakeholders scheme, 1996-97
	EITI	Extractive Industries Transparency Initiative: UK financial disclosure scheme, 2002-03
	ILO	ILO Declaration on Multinational Enterprises, 1977
	KIMB	Kimberley Process on conflict diamond trade, 2003
	VPSHR	Voluntary Principles on Security and Human Rights (private security), 2000

出典：Abbott & Snidal, *ibid.*, pp.320-321, Table 1.

図2 ガバナンス・トライアングルの推移



出典：Abbott & Snidal, *ibid.*, p.322, Fig.2.

注目すべきは、このガバナンス・トライアングルにプロットされた規格・基準の開始年の推移である。図2に、1985年以前、1985年～1994年、1994年以降の規格・基準の推移を掲げる。

図2からわかることは、1985年以前にはZone 1（国家間の合意ないし国際組織が策定する規格・基準）が大半を占めていたのが、1985年から1994年の間にZone 2（私企業が策定する規格・基準）が増加し、1994年以降はZone 3（NGOが策定する規格・基準）、Zone 6（私企業とNGOが共同で策定する規格・基準）が増加したことである。さらに、Zone 7（私企業、NGOと国家が共同して策定する規格・基準）も登場するようになっている。つまり、プライベート・スタンダードは優れて1990年代以降の産物であるといつてよい。

1990年代以降にプライベート・スタンダードが登場し、急速に広まった背景として、3点が指摘できる。第一に、1990年代以降、供給網のグローバル化が急速に進み、財貨やサービスに対する国家の規制が困難になったことである。この点はとりわけ地球規模の公共財（例えば、森林減少、地球温暖化ガスの排出規制、生物多様性の保全、食品安全、金融の安定化など）について明確である。地球

規模でこれらの公共財を達成するためには国家単位の規制では不十分であり、国際的な規制の協力が必要となるが、伝統的な国際的規制協力的手段である条約を通じた規制協力は合意形成に時間がかかり、コンセンサスを得ることが容易でない。そのため、これに代えて私企業やNGOなどを通じたプライベート・スタンダードが求められるようになった。⁴⁾

プライベート・スタンダードの登場と普及の背景事情として第二に指摘されるのは、グローバルな供給網を構築・展開する企業（lead firm）が登場した結果、lead firmが供給網を構成するサプライヤー等の企業との購買・調達契約に自らが策定した規格・基準を購買・調達の条件として盛り込むことにより、供給網の全体を通じて自らが策定したプライベート・スタンダードを普及させることができるようになったことである。⁵⁾ この点は、化粧品や食品等の消費財のメーカー、あるいはスーパーマーケットや衣料品などの巨大小売業者がlead firmとして構築する供給網において典型的にあてはまる。

第三に、特に先進国の市場において地球規模の公共財に対する消費者の関心が高まったことを受けて、グローバルな供給網を展開する企業が地球規模の公共財に対して採用する方針が注目を集めるようになった。環境や人

権など、地球規模の公共財の分野で活動する NGO がグローバル企業による地球規模の公共財侵害行為を伝えてボイコット等のネガティブ・キャンペーンを展開するようになった。⁶⁾ 1991年にスポーツシューズメーカーの Nike が途上国の製造工場で劣悪な労働条件の下で生産を行っている (sweatshops) との NGO の批判にさらされたのはその一例である。⁷⁾ グローバルな供給網を展開する企業にとって、供給網全体で地球規模の公共財を追求するプライベート・スタンダードを策定し、その遵守を訴えることが企業経営上重要になったのである。その意味で、プライベート・スタンダードの増加は企業の社会的責任 (corporate social responsibility, CSR) の広がり軌を一にする。⁸⁾

以上の背景の下で、プライベート・スタンダードは 1990 年代以降急速に発展を遂げた。策定者の属性に注目すると、個別の企業が策定する規格・基準、業界団体などが策定する国家単位の規格・基準、より広範な国際的な業界団体や NGO が策定する規格・基準がある (表 2 を参照)。

プライベート・スタンダードのタイプに注目すると、規格・基準に適合することを証明する認証 (certificate/accreditation)、認証を表現するラベル、購買・調達する lead firm が策定する行動指針 (code of conduct) に分類できる (表 3 を参照)。

今日、プライベート・スタンダードは広範囲な分野で策定されている。その実数を把握

表 2 策定主体別のプライベート・スタンダード (食品安全分野)

個別企業	国別の業界団体	より広範な国際団体・NGO
Tesco (Nature's Choice) Carrefour (Filière Qualité)	Assured Food Standards (UK) British Retail Consortium Global Standard - Food (UK) QS Qualitate Sicherheit (Germany) Label Rouge (France) Food and Drink Federation/British Retail Consortium Technical Standard for the Supply of Identity Preserved Non-Genetically Modified Food Ingredients and Product (UK)	EurepGAP/GLOBALGAP International Food Standard Global Food Safety Initiative (GFSI) ISO 22000: Food safety management systems Safe Quality Food (SQF) 1000 and 2000 ISO 22005: Traceability in the feed and food chain

出典：WTO doc. G/SPS/GEN/746, 24 January 2007, p.2.

表 3 プライベート・スタンダードのタイプ

	認証	認証とラベル	購買行動指針
繊維・衣料	WRAP	Oeko-tex, GOTS and Fairtrade	BSCI, FLA, H&M, Marks & Spencer, Gap, Inc. Business Social
皮革・履物	SA8000	n/a	Nike, Adidas, Deichmann
家具	n/a	FSC	Pier 1, IKEA, Wal-Mart

出典：UNIDO, *Making Private Standards Work for You: A Guide to Private Standards in the Garments, Footwear and Furniture Sectors*, Vienna: UNIDO, 2010, p.18, Table 2.

することは難しい。ジュネーブに本部を置く貿易関係の国際機関である国際貿易センター (International Trade Centre, ITC) はプライベート・スタンダードのデータベース Standards Map を運営しているが、2017年1月現在、このデータベースは234のプライベート・スタンダードをカバーしている。⁹⁾ とはいえ、このデータベースには日本発のプライベート・スタンダード (例えば、イオングループのTOPVALU グリーンアイ¹⁰⁾) は収載されておらず、網羅的とはいいがたい。総数はこの何倍かに達しており、おそらく1000を超えるのではないか。

3 プライベート・スタンダードの現状とグローバル・ガバナンスの課題

プライベート・スタンダードは、供給網のグローバル化に伴う国単位の規制の不備を補う手段として発展してきた。その意味で、プライベート・スタンダードには地球規模の公共財をグローバルな供給網全体で確保するという積極的な意義が認められる。特に、開発途上国にとっては、環境、労働、人権に配慮するプライベート・スタンダードは、持続可能な開発を達成する上での貢献が期待できる。また、プライベート・スタンダードに適合する財貨・サービスには先進国市場で価格優位 (price premium) が認められる可能性がある。開発途上国の生産者・サプライヤーにとっては、プライベート・スタンダードに準拠することが先進国市場へのアクセスと先進国市場での価格優位を獲得する手段として意義を持つ可能性がある。¹¹⁾

他方で、グローバル・ガバナンスの観点から見れば、プライベート・スタンダードにはいくつかの課題が存在する。第一に、プライベート・スタンダードの遵守費用の問題で

ある。生産現場でプライベート・スタンダードを遵守するためには設備投資が必要な場合がある。さらに、プライベート・スタンダードを満たしていることを証明するための認証を第三者機関から受けるための費用が発生する。この費用は1回限りのものではない。認証には有効期間があり、定期的な第三者認証が求められることが多い。グローバルな供給網においてこれらの費用は通常生産者・サプライヤーが負担する。そのため、とりわけ開発途上国の小規模な生産者・サプライヤーにとっては費用負担が実質的な参入障壁となりかねない。

第二に、プライベート・スタンダードが増加した結果、同一の財貨やサービスに対して複数のプライベート・スタンダードが競合して適用されるようになってきている (断片化 (fragmentation))。いずれかのプライベート・スタンダードを満たしても他のプライベート・スタンダードを満たさないケースが出てきた。さらに、プライベート・スタンダードが生産国の公的な規制よりも厳格な基準を設定する場合があります、公的な規制をクリアしてもプライベート・スタンダードはクリアできないケースが出てきた。いずれの場合も、プライベート・スタンダードが財貨やサービスの貿易を妨げる参入障壁として作用するおそれがある。

第三に、私企業やNGOが策定するプライベート・スタンダードは、国家や国際組織が策定する規制や規格・基準と比べて、正統性 (legitimacy) の点で問題がある。プライベート・スタンダードが私企業やNGOによって一方的に策定される場合、策定プロセスにその他の利害関係者 (例えば、グローバルな供給網を構成する生産者・サプライヤーや財貨・サービスの最終消費者) は関与しない。¹²⁾

第四に、プライベート・スタンダードの実

効性 (effectiveness) には限界がある。プライベート・スタンダードは地球規模の公共財に奉仕することを自認するが、プライベート・スタンダードがどのくらい実効的に地球規模の公共財にとってプラスに作用するかを客観的に評価することは難しい。¹³⁾

プライベート・スタンダードが提起するこれらのグローバル・ガバナンスの課題に対処するため、実務では以下のような方策が講じられている。

プライベート・スタンダードの遵守費用の問題、特に開発途上国の小規模な生産者・サプライヤーにとっての費用負担の問題に対しては、開発途上国の小規模な生産者・サプライヤーの遵守費用を抑える工夫をプライベート・スタンダードの策定者が講じている場合がある。例えば、農業分野の包括的なプライベート・スタンダードである Global G.A.P. は、ドイツ技術協力公社 (GTZ) の支援を得て、後発途上国の小規模農家が Global G.A.P. の品質管理システムを集団で実施して遵守費用を抑える「小規模生産者包摂プログラム (smallholder involvement program)」を提供している。¹⁴⁾

開発途上国の小規模な生産者・サプライヤーにとってのプライベート・スタンダードの遵守費用という問題に対する最近の取り組みとして、Ecom Caravan がある。これは、急送便の DHL 社と電子商取引の eBay 社、2 節で触れた国際貿易センター (ITC) が協力して開設したアフリカの後発途上国の小規模事業者が製造した製品を販売する電子商取引のウェブサイトである。¹⁵⁾ 電子商取引というプラットフォームに載せることで、先進国の小売業者等の lead firm が設定するプライベート・スタンダードに準拠することなしに先進国の消費者に製品を販売することができるようになる。決済には PayPal が利用できるので、決

済費用も低額に抑えられるというメリットがある。Ecom Caravan は、プライベート・スタンダードが提起するグローバル・ガバナンスの課題に対して、最先端の情報通信技術 (ICT) が解決を与えるという可能性を示唆する。

プライベート・スタンダードの競合・錯綜と抵触という問題を解決する一つの方策は、特定の財貨・サービスに適用されるプライベート・スタンダードを特定し、それらの適用を申請する手続や遵守費用についての情報を提供することであろう。この点で注目されるのは、2 節で触れた国際貿易センター (ITC) が運営するプライベート・スタンダードのデータベース Standards Map である。このデータベースは ITC に寄せられた加盟国政府の拠出金で運営され、データの収集・分析とアップデートに当たってはプライベート・スタンダードを策定する多数の NGO や企業団体等が協力している。ユーザー・インターフェースに優れており、例えば、開発途上国の小規模農家はその生産物を先進国の市場に出荷することを検討する場合、生産物の種類と出荷先の国名を入力すれば、申請可能なプライベート・スタンダードの一覧が表示され、これらのスタンダードについて、問い合わせ先、申請手続、申請費用が比較可能な形式で表示される。さらに、これらのスタンダードの対象項目について自らの事業所の現状を入力することで、スタンダードに適合させるためにいかなる項目について追加的な施設整備その他の投資が必要かを判断する自己評価 (self assessment) もできるようになっている。

プライベート・スタンダードの競合・錯綜と抵触という問題を解決するもう一つの方策は、プライベート・スタンダードの調和 (harmonization) である。Global G.A.P. が行っているベンチマーキング (benchmarking) はその一例である。Global G.A.P. のベンチ

マーキングには「同等 (equivalent)」、「類似 (resembling)」の2種がある。「同等」は、Global G.A.P. が策定した一般規則 (General Regulations, GR) と管理点・適合基準 (Control Points and Compliance Criteria, CPCC) という2種の基準に完全に適合するプライベート・スタンダードに付与されるベンチマークであり、これは当該プライベート・スタンダードがGlobal G.A.P. と同等であることを意味する。同等に準じるベンチマークとして、Global G.A.P. の管理点・適合基準を満たす独自の基準を備え、認証に当たってGlobal G.A.P. の一般規則に完全に準拠している認定された「認定修正チェックリスト (Approved Certified Checklist)」というベンチマークがある。「類似」は、Global G.A.P. の一般原則と管理点・適合基準を完全には満たしていないが、ほぼ適合している場合のベンチマークである。¹⁶⁾ ベンチマーキングによってGlobal G.A.P. とその他のG.A.P. (農業生産工程管理) の基準との調和ないし収斂が進む可能性がある。

プライベート・スタンダードの正統性の不足ないし欠如という問題に対処する方策の一つは、プライベート・スタンダードに公的な規制を適用するという方策である。その一つの可能性はWTO (世界貿易機関) の衛生植物防疫措置協定 (以下「SPS 協定」) の規律をプライベート・スタンダードに適用するというものである。これは、2005年にWTO (世界貿易機関) の衛生植物検疫措置 (SPS) 委員会で、セントヴィンセント・グレナディンが特定の貿易上の懸念 (specific trade concern, STC) として、主要産品であるバナナの英国向けの輸出がプライベート・スタンダード (Eurep G.A.P., 現在のGlobal G.A.P.) によって停滞しているとの懸念を表明した際に、ペルー政府がSPS 協定第13条の適用可能性を問題提起したこと¹⁷⁾ を契機として、SPS 委員

会で議論されるようになった。SPS 協定第13条は以下の通り規定する。

「加盟国は、この協定上のすべての義務の遵守についてこの協定に基づく完全な責任を負う。……加盟国は、自国の領域内の非政府機関……がこの協定の関連規定に従うことを確保するため、利用し得る妥当な手段を講ずる。……」

この規定にいう「非政府機関」に私企業やNGOが含まれるとすれば、WTO加盟国は国内の私企業やNGOが策定するプライベート・スタンダードについて、SPS協定上の義務 (科学的原則に基づくこと (第2条1項)、無差別原則 (第2条2項、国際的な基準、指針または勧告に基づくこと (第3条1項) 等) に従うことを確保するために利用し得る妥当な手段を講じる義務を負うことになる。しかし、SPS委員会では、EUや米国を中心として、プライベート・スタンダードを策定する私企業やNGOは第13条にいう「非政府機関」には当たらないとする見解が唱えられ、プライベート・スタンダードにSPS協定第13条を適用するという方針は支持されていない。¹⁸⁾

プライベート・スタンダードの正統性の欠如を補完するもう一つの方策として提唱されているのは、プライベート・スタンダードを評価し、それに正統性を付与する上位の規範 (メタ規範ないしメタ規制) を設けることである。この方向から注目される最近の動きとして、プライベート・スタンダードを策定するNGOが共同でプライベート・スタンダードの策定、履行監視と遵守に関する指針を設ける動きがある。例えば、2002年にプライベート・スタンダードを策定するNGO 8団体が結成したISEAL Alliance (International Social and Environmental Labeling Alliance) は、2004

年に基準策定に関する適正実施規準（Code of Good Practice on Standard-Setting）を、2010年に基準の影響評価に関する適正実施規準（Code of Good Practice on Impact Assessment）を、2012年には基準の認証に関する適正実施規準（Code of Good Practice on Assurance）を策定した。基準策定に関する適正実施規準は、国際標準化機構（ISO）の策定した基準策定に関する適正実施規準¹⁹⁾とWTOの貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）附属書3「任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施基準」に準拠しており、社会・環境分野でプライベート・スタンダードを策定する際の手続についての指針を盛り込んでいる。²⁰⁾ 同様に、基準の影響評価に関する適正実施規準はプライベート・スタンダードの履行監視・評価の手続についての指針を、基準の認証に関する適正実施規準はプライベート・スタンダードの認証の手続についての指針を盛り込んでいる。ISEAL Allianceは以上3つの適正実施規準を満たすプライベート・スタンダードの策定機関を正会員として受け入れ、3つの適正実施規準のベースラインとなる基準は満たしているが完全には適正実施規準を満たしていないプライベート・スタンダードの策定機関を準会員として受け入れている。²¹⁾ 2017年1月現在、22団体が正会員である。²²⁾ 有力なプライベート・スタンダード策定団体が結成したISEAL Allianceの正会員であることが、当該団体が策定するプライベート・スタンダードに正統性を付与することが期待されているのである。

4 プライベート・スタンダードとグローバル・ガバナンス：研究課題

1990年代以降に急速に進行した供給網のグローバル化は、グローバルに展開されるよう

になった供給網において地球規模の公共財を確保するための新たな規制手法を要請した。プライベート・スタンダードはこの要請に私企業・NGOが応える試みとして肯定的にとらえられる側面を持つ。それと同時に、民間主導の規制手法であるが故に数多くのグローバル・ガバナンスの課題を提起している。本稿は、プライベート・スタンダードが1990年代以降に急拡大した背景を探り（2節）、プライベート・スタンダードがグローバル・ガバナンスにおいて果たす意義と役割を見た上で、プライベート・スタンダードの急拡大が提起するグローバル・ガバナンスの課題と、課題克服に向けた取組みを見てきた（3節）。

プライベート・スタンダードはこの四半世紀に、特に欧州と米国の消費財メーカーと大型小売業者によって採用されてきたグローバル供給網における地球規模の公共財のための規制手法である。過去の研究を概観すると、²³⁾ 個別のプライベート・スタンダードについての事例研究はある程度蓄積されてきたが、研究対象は特定のプライベート・スタンダードに偏っており、実証研究はまだ不足しているといわざるを得ない。特に不足しているのは以下の2分野の研究である。第一に、プライベート・スタンダードの実効性についての実証研究。第二に、欧米以外におけるプライベート・スタンダードの研究である。

プライベート・スタンダードの実効性については、統計学的手法を用いて個別のプライベート・スタンダードの実効性を評価した研究が散見されるが、²⁴⁾ プライベート・スタンダードの実効性に関する体系的で包括的・網羅的な実証研究はこれまで行われていない。次に、プライベート・スタンダードに関する従来の研究の大半は欧米起源のプライベート・スタンダードを対象としている。欧米以外の地域でも、例えば日本を含むアジアの先

進国や新興国はグローバルな供給網を展開しているが、そこにおいてプライベート・スタンダードはどのくらい普及しているか。日本・アジア発のプライベート・スタンダードと欧米発のプライベート・スタンダードの間に対象分野や手法等の違いはあるかどうか。この点でも実証研究が圧倒的に不足している。グローバル化した市場で地球規模の公共財を確保するための規制手法のベストミックスを追求するという国際公共政策の観点から、プライベート・スタンダードについての更なる実証研究の必要性を指摘して、本稿を結ぶこととする。

[注]

- 1) 供給網のグローバル化 (globalization of supply chains) とは、財貨の生産やサービスの供給が国境を超えて多数の国で展開される国際分業の形態をいう。1990年代以降、北米、欧州や東アジアを中心に広まった。技術的な要因として、情報通信技術や輸送技術の革新が供給網のグローバル化を促した。それと同時に、これらの地域で貿易や投資の自由化が進み、国境を超えた財貨・サービス・人・情報の移動の障壁が大幅に軽減されたことが供給網のグローバル化を促した要因として重要である。参照、Richard Baldwin, "Global Supply Chains: Why They Emerged, Why They Matter, and Where They Are Going", *Fung Global Institute Working Paper FGI-2012-1* (2012), pp.2-5.
- 2) グローバル・ガバナンス (global governance) とは、主権国家を超える集権的な権力 (世界政府) が存在しない国際社会において、個別の国家では対処・解決できない諸問題 (global issues) に対処するため、国際機関、主権国家、非国家主体 (民間企業、NGO 等) 等の多様な主体が関与して取り組むための枠組みを指す。参照、Robert O. Keohane and Joseph S. Nye Jr., "Introduction", in Keohane and Nye (eds.), *Governance in a Globalizing World*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 2000, pp.1-41, at 12-14.
- 3) 参照、Body Shop, *The Body Shop's Sustainable Sourcing Programme*.
[<http://suppliers.thebodyshop.com/aboutus/cft/SitePages/Home.aspx>]
- 4) 参照、Fabrizio Cafaggi, Andrea Renda and Rebecca Schmidt, "Transnational Private Regulation", in OECD, *International Regulatory Co-operation: Case Studies, Vol.3*, Paris: OECD, 2013, pp.9-58, at 11.
- 5) 参照、id.
- 6) 参照、Frederick Mayer and Gary Gereffi, "Regulation and Economic Globalization: Prospects and Limits of Private Governance", *Business and Politics*, Vol.12, Issue 3 (2010), pp.1-25, at 5-6. (地球規模の公共財分野で活動する NGO が、1990年代初頭にキャンペーンの標的を IMF、世界銀行、WTO 等の国際組織からグローバル企業に移したことを指摘する。)
- 7) 参照、W. Lance Bennett, "Communicating Global Activism: Strengths and Vulnerabilities of Network Politics", *Information, Communication & Society*, Vol.6, No.2 (2003), pp.143-168. (1990年代初頭にグローバルな社会運動の標的が国際組織からグローバルに事業を展開する私企業に移ったこと、社会運動のメディアとしてインターネットが活用されるようになったことを指摘する。)
- 8) 参照、David Vogel, *The Market for Virtue*:

- The Potential and Limits of Corporate Social Responsibility*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 2005, Chapter 1. (1990年代初頭以降のCSRの流行を企業によるプライベート・スタンダードの策定の動きとして説明する。)
- 9) 参照、ITC, Standards Map, Participating Standards.
[<http://www.intracen.org/itc/market-data/standards-map/participating-standards/>]
- 10) 参照、[<https://www.topvalu.net/brand/about/#04>]
- 11) 例えば参照、Isaac Maina Kariuki, Jens-Peter Loy and Thomas Herzfeld, “Farmgate Private Standards and Price Premium: Evidence from the GlobalGAP Scheme in Kenya’s French Beans Marketing”, *Agribusiness*, Vol.28, No.1 (2012), pp.42-53. (ケニアにおいてGlobal G.A.P. 認証を得たサヤマメ栽培農家について、欧州市場で価格優位が得られたことを実証した。)
- 12) 参照、Fabrizio Cafaggi, “Transnational Governance by Contract: Private Regulation and Contractual Networks in Food Safety”, in Axel Marx, miet Maertens, Johan Swinnen and Jan Wouters eds., *Private Standards and Global Governance: Economic, Legal and Political Perspectives*, Cheltenham, UK/ Northampton, MA: Edward Elgar, 2012, pp.195-234, at 218-219. (食品安全分野のプライベート・スタンダードがその最終的な受益者である消費者に対する説明責任を欠いていること (accountability deficit) を指摘する。)
- 13) 参照、David Vogel, “Private Global Business Regulation”, *Annual Review of Political Science*, Vol.11 (2008), pp.261-282, at 275. (プライベート・スタンダードの実効性についての実証的な研究が極めて不足していると指摘する。)
- 14) 参照、GTZ, *GLOBALGAP Smallholder QMS Set-up Guide: How to establish a QMS in your group*, Eschborn, Germany: GTZ, 2010.
- 15) 参照、Ecom Caravan, About the Ecom Caravan Project.
[<https://ecomcaravan.org/en/content/4-about-us>]
- 16) 参照、Global G.A.P., Global G.A.P. Benchmarking.
[http://www.globalgap.org/uk_en/what-we-do/the-gg-system/benchmarking/]
- 17) 参照、WTO, Committee on Sanitary and Phytosanitary Measures, Summary of the Meeting Held on 29-30 June, *Note by the Secretariat, Revision, G/SPS/R/37/Rev.1*, 18 August, 2005, pp.6-7.
- 18) 参照、内記香子「国際通商とプライベート・スタンダード－WTO・SPS委員会での議論とWTO外の対応－」RIETI Discussion Paper Series 15-J-046 (独立行政法人 経済産業研究所、2015年)、10-16頁。
- 19) 参照、ISO/IEC Guide 59: 1994 Code of good practice for standardization. Available at http://www.iso.org/iso/catalogue_detail.htm?csnumber=23390.
- 20) 参照、ISEAL Alliance, Standard-Setting Code.
[<http://www.isealalliance.org/our-work/defining-credibility/codes-of-good-practice/standard-setting-code>]
- 21) 参照、ISEAL Alliance, Our members.
[<http://www.isealalliance.org/our-members>]
- 22) 参照、ISEAL Alliance, Full members.
[<http://www.isealalliance.org/our-members/>]

full-members]

- 23) プライベート・スタンダードについての
研究を振り返る総説として、参照、
Vogel, *supra* n.13.
- 24) 例えば参照、Kariuki *et al.*, *supra* n.11.

Private Standards and Global Governance : Challenges and Prospects

Junji Nakagawa

Visiting Professor, Social System Research Institute

Chuo Gakuin University

Professor of International Economic Law

Institute of Social Science

The University of Tokyo

Abstract

In the global marketplace of today, private firms, business associations and NGOs set standards addressing social issues such as environmental protection and resource conservation, labor conditions and labor standards, human rights protection, animal welfare and food safety, and they implement these standards by making the accreditation with such standards as conditions for the purchase and procurement of goods and services. These standards, coined as “private standards”, are playing an important role of global governance, as they promote tackling with social issues throughout the whole global supply chains and complementing domestic regulations of countries comprising the global supply chains. On the other hand, with the rapid increase of private standards, which results in occasional fragmentation of standards, compliance cost of private standards are soaring, to the detriment of, in particular, small-scale producers in developing countries. Accordingly, private standards present us challenges of global governance under which we should aim at addressing global social issues while enhancing fair and inclusive global supply chains.

This paper focuses on the challenges of global governance arising from the rapid increase of private standards. It then discusses the prospects for tackling with these challenges of private standards for the governance of global economy and social issues. In conclusion, the paper sets out a theoretical framework for further research on private standards and global governance, with specific research topics, research questions, and methods for dealing with them.